

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

令和2年7月14日現在

世帯や個人の皆様

給付	すべての方へ	特別定額給付金	一律 <u>1人</u> 当たり <u>10万円</u> 申請は申請書の郵送又はマイナポータル で <u>8月18日まで</u>	特別定額給付金事業実施本部 (小城市総務課内) ☎ 37-6188
	すべての方へ	小売店舗等復興 応援券	一律 <u>1人</u> 当たり <u>2千円</u> の商品券 (500円×4枚) 使用期限： <u>9月30日まで</u>	小城市商工観光課 ☎ 37-6129
	ひとり親世帯の方へ	NEW ひとり親世帯への 臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯等に対して <u>5万円</u> (第2子以降は1人につき <u>3万円</u>) さらに、収入減の場合 <u>5万円</u>	小城市社会福祉課 ☎ 37-6107
	休業期間中、 賃金が支払われない 方へ	NEW 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金	中小企業で働く従業員に対して 月額最大 <u>33万円</u> を支給	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276 (平日 8:30~20:00) (休日 8:30~17:15)
	休業による収入減で 住居を失うおそれ ある方へ	住居確保給付金	原則 <u>3か月</u> 、最長 <u>9か月</u> 家賃相当額を支援	小城市生活自立支援センター (小城市社会福祉協議会内) ☎ 73-2700
	アルバイト収入減で 学業継続が 厳しい方へ	学生支援緊急給付金	大学・短大・高専・専門学生等 <u>1人</u> 当たり <u>20万円</u> (住民税非課税) <u>10万円</u> (上記以外)	各大学等の学生課等の窓口
貸付	収入減で 生活が厳しい方へ	緊急小口資金・ 総合支援資金	緊急小口資金(特例) <u>20万円</u> 以内 総合支援資金(生活支援費) 単身 <u>15万円</u> 以内 2人以上 <u>20万円</u> 以内	小城市社会福祉協議会 ☎ 73-2700
猶予・ 減免	収入減で保険税、保 険料の納付が厳しい 方へ	国民健康保険税 などの減免	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、 国民年金保険料、介護保険料を減免	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、 国民年金は 小城市国保年金課 ☎ 37-6101 介護保険は 佐賀中部広域連合 ☎ 40-1135
	生活が厳しく 税金、公共料金が 払えない方へ	納税の猶予、 公共料金の支払猶予	国税・地方税、電気・ガス・ 電話料金、NHK受信料等 の各種公共料金の支払を猶予	税金については、下記(※)参照 九州電力佐賀営業所 ☎ 0120-986-303 NTT西日本 ☎ 0800-333-5550 NHK佐賀放送局 ☎ 28-5040 その他は各種窓口へ
応援	帰省を自粛する学生・ 新社会人の方へ	小城ふるさと元気便	小城市の特産品を贈ることで激励・応援 申請は <u>7月31日まで</u>	小城市総合戦略課 ☎ 37-6110

事業者等の皆様

給付



助成・補助



事業者等の皆様

助成・補助

飲食店等でテイクアウト
及びデリバリーによる食
事提供に取り組む事業者
の方へ

NEW

テイクアウト・デリ
バリー推進補助金

市内飲食店等がテイクアウト及び
デリバリーにより食事を提供する取組みに
1店舗 **10万**円補助

小城商工会議所 ☎ 73-4111
小城市商工会 ☎ 66-0222

貸付

売上減で資金繰りが
厳しい事業者の方へ

実質無利子・
無担保融資

3年間無利子、最長5年間元本据置
日本政策金融公庫等に加え、
5月より地銀、信金、信組等でも利用可に

日本公庫 0120-154-505 (平日)
商工中金 0120-542-711 (平日・休日)
民間金融 0570-783-183 (平日・休日)

売上減で今後の影響が
あると見込まれる
事業者の方へ

セーフティネット
貸付

最長3年間元本据置、
融資限度額
中小企業 7.2億円
国民事業 4,800万円

お取引のある金融機関又は
お近くの商工会議所、商工会

猶予・減免

売上減で税金、社会保
険料の納付が厳しい
事業者の方へ

納税の猶予、
社会保険料の納税猶予

売上が一定程度減少の場合、
1年間、**無担保かつ**
延滞税なしで猶予

(※)
【国税】 国税局猶予相談センター
☎ 0120-782-538
【県税】 佐賀県税事務所 ☎ 30-3161
【市税】 小城市税務課 ☎ 37-6104
【社会保険料】 各種窓口へ

売上減で固定資産税
の納付が厳しい
事業者の方へ

固定資産税の軽減

売上が一定程度減少の場合、
令和3年度分は **2分の1** 又は **ゼロ** に軽減

小城市税務課
☎ 37-6103

- 令和2年7月14日現在で確定している支援事業のうち、対象者が多い支援事業、または申請の必要がある事業の一部を掲載しております。この他にも支援事業がありますのでお問い合わせください。また、事業内容が変更になる可能性もありますのでご注意ください。
- 支給要件がある事業もありますので、事前に各窓口までご確認ください。
- どこに相談してよいかわからない方は、小城市新型コロナウイルス感染症対策課でも相談を受け付けております。☎ 37-6156